

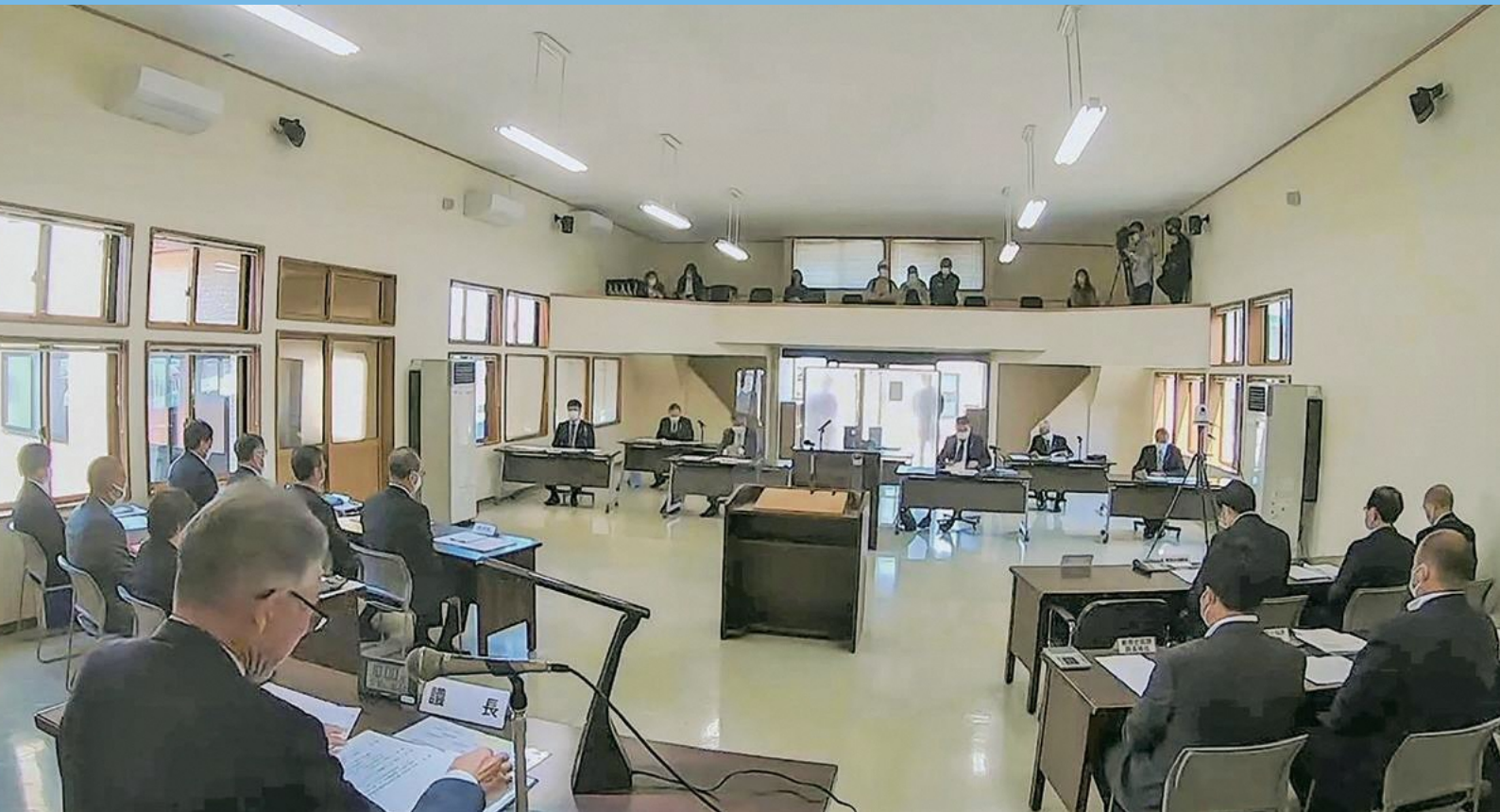


いまべつ

議会だより

No.212

6月定例会



第474回今別町議会定例会

【第473回臨時会】

令和4年4月8日の1日間

議案..... 2

【第474回 6月議会定例会】

令和4年6月10日～14日の5日間

町政を問う..... 3

議案・一般会計補正予算..... 11

【議会の動き】

4月～6月の議会の動き..... 12

編集後記..... 12

令和4年 第473回臨時会

4月8日

議案6件、議案通り承認されました。

議案6件、議案通り承認されました。

◆議案第3号専決第6号

令和3年度今別町一般

会計補正予算

歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ14,

913千円を追加し、歳

入歳出予算の総額が歳入

歳出それぞれ3,568,

169千円となりました。

◆議案第1号専決第4号

今別町半島振興対策実

施地域に係る固定資産税

の特別措置に関する条例

の改正が必要となりまし

た。

◆議案第2号専決第5号

今別町承認地域経済牽

引事業のために設置され

る施設に係る固定資産税

の特別措置に関する条例

の改正が必要となりまし

た。

◆議案第4号専決第7号

令和3年度今別町国民

健康保険特別会計(事業

勘定)補正予算

歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ1,5

71千円を追加し、歳入

歳出予算の総額が歳入歳

出それぞれ443,92

◆議案第5号専決第8号

令和3年度今別町国民

健康保険特別会計(診療

施設勘定)補正予算

歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ1,

162千円を減額し、歳

入歳出予算の総額が歳入

歳出それぞれ129,9

73千円となりました。

◆議案第6号専決第9号

令和3年度今別町介護

保険特別会計(保険事業

勘定)補正予算

歳入歳出予算の総額が

歳入歳出それぞれ578,

105千円となりました。

7千円となりました。



令和4年 第474回

6月議会定例会

町政を問う

一般質問

6月定例会では、2名の議員が登壇し、町長不在のなかではありますが、直面する町の重要課題について町執行部の考えを問いました。その主な内容をお知らせします。

田中 哲也 議員



問1. 今別小学校移転について

①新校舎となる旧北高今別校舎の進捗状況を伺う。

問1. 今別小学校移転について

①新校舎となる旧北高今別校舎の進捗状況を伺う。

【答弁】

【教育課長】

現在入札業者による縦覧が行われており、6月24日に小学校の改修工事とグラウンド改修工事、これらの工事に伴う施工管

理委託業務の入札を執行する予定です。

今後の予定としてはいづれの工事も12月下旬の完成を目指しています。その後、校舎内のLAN工事や電話回線工事など2月中に終え、引越しや開校準備を整えて令和5年4月1日から新今別小学校として開校する計画となっております。

【再質問】

【田中議員】

逐一詳しい情報を議会の方に説明してくれと毎回話しています。今回6月3日に縦覧期間が始まっているにもかかわらず議会の方に何も説明がなかった。これはどういった経緯があったのか。教育長、答弁お願いします。

【答弁】

【教育長】

国の交付金の確定を待って入札等を実施する予定でございましたので、その関係で今回の6月3日という入札業者の縦覧期間が始まったのは、そういうことで遅れたというところで、その詳しい説明についてはできなかったことはお詫び申し上げます。

【再質問】

【田中議員】

それは準備が進んでいくということですよ。その前になぜ議会の方に報告、説明がなかったのか伺います。

【答弁】

【教育課長】

今申し上げた交付決定は6月1日付けで文部科学省の方から青森県の方

に連絡が入っております。その連絡を受けて町の方でもようやく動き始めました。6月2日に入札業者の選定委員会を開催して、3日からの縦覧に入ったというような経緯です。

【再質問】

【田中議員】

昨年から説明会とか「動きのあった時点で議会の方に報告してくれ」と毎回言ってきました。

にもかかわらず今回も約束は守られてない。「議長にだけでも報告してくれ」といったが、それも出ていない。あまりに議会を軽視していませんか。教育長、どう思いますか。

【答弁】

【教育長】

この件に関しまして、

遅くなり大変申し訳なく、決して議会を軽視していいわけではないので、その辺ご理解とご協力をいただき今後の工事等についてのご協力の方よろしくお願いしたいと思えます。

再質問 【田中議員】

工事のことに關してPTA、保護者には連絡は伝わっているのですか。

【答弁】 【教育長】

小学校等のPTA、PTA連合会、そういうところでも説明としまして、今別校舎のほうにも見学ということとPTAの方々も実際に行つて見ているということ、PTAのほうには随時ご報告致しておりますし、意見をいただいております。

再質問 【田中議員】

今後のスケジュールについてはPTAに説明しているということよろしいですか。

【答弁】 【教育長】

今の工事の關係についてはまだ、説明はいたしておりません。

再質問 【田中議員】

いつ頃説明会する予定ですか。

【答弁】 【教育長】

PTAの参観日等がございますのでそういう機会を捉えて説明をしたいと思っております。

再質問 【田中議員】

機会があればということですが、この大きな事業が7月から始まり令和5年4月1日には新校舎

で迎える予定で進んでいきます。きちんとした説明会をした方がいいのではないかと思います。

【答弁】 【教育長】

参観日以外にもPTA役員とか学校の方に、説明の機会を得られるのであれば、説明を申し上げます。4月1日の開校については様々学校と意見交換をしながら、今後も行事のあり方等も含めていろいろ検討と言いますか話し合いを設けておりますので、改めてまた今議員の方からご質問ありましたので、その辺をお伝えしながらぜひ努めて行きたいと思っております。

本間 闘士 議員



問1. 町長逮捕の報道について

について

①令和4年5月16日に報道された町長の逮捕の件について、行政側から町民の皆様へ改めて説明する義務があると思うが、逮捕されてからの町の対応とその後経過について、町民の皆様にはわかるよう詳しく説明をして頂きたい。

問2. 入札について

①今回の事件となった町営住宅工事に係る入札は、最低制限

価格の設定を町長が行っており、漏洩されたことで官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されているが、実際にどのような入札が行われていたのか詳しく説明をして頂きたい。

問1. 町長逮捕の報道について

について

①令和4年5月16日に報道された町長の逮捕の件について、行政側から町民の皆様へ改めて説明する義務があると思うが、逮捕されてからの町の対応とその後経過について、町民の皆様にはわかるよう詳しく説明をして頂きたい。

【町長職務代理者】

去る5月16日の夜、中

嶋久彰町長が官製談合防止法違反の疑いで逮捕されました。翌17日の早朝、教育長と各課長が集まり今後の対応等について協議し、通常通り業務を遂行するよう、各課長を通じて周知したところであり

ます。同日、新聞報道等でもありましたとおり午前10時半、役場に青森県警の家宅捜索が入り、関係書類等の押収に応じたところであります。その後6月6日に官製談合防止法違反などの罪で中嶋町長は起訴され、6月9日付

で退職となりました。その後、本郷議長より今別町選挙管理委員会へ退職の申出があった旨の通知がありましたのでこれを受け選挙管理委員会では、今別町長選挙の期日を令和4年7月24日とし告示したところであります。

企画課長を町長職務代理者としていたところであり

ます。私を含め、職員全体がこの事態に大きな衝撃を受けました。町民の皆様の行政に対する信頼を大きく損ねてしまったことを重く受け止めています。5月19日より私が町長職務代理者を務めさせていただいておりますが、職員一同この事態を厳粛に受け止め誠心誠意業務を停滞させることなく住民サービスに努め、真摯な対応で業務を遂行してまいります。

【再質問】

総務課長を含む行政側には5月16日以前に連絡はなかったのでしょうか？

【町長職務代理者】

5月16日の時点までは、何も連絡はございませんでした。

【再質問】

町の広報誌に「町長室からこんにちは」というコーナーがありますが、5月号に掲載されていないのは事前に何かしらの連絡があったからではないのか？という声が私の耳に届いています。休んだ経緯について説明をお願いいたします。

【町長職務代理者】**【再質問】**

すみません。5月号の話でした。5月号に関しては「特に記事がない」ということでこちらの方に指示がありましたので載せませんでした。

【再質問】

5月号に関しては、5月1日に発行となっていたと思いましたが、もう一度説明をお願いします。

【町長職務代理者】

5月号に限らず、毎年5月号は、小学校や中学校の入学式等の広報誌になっているかと思いますが、この時期に關して記事がないというのはあまり考えられないのですが。

6月9日付提出されました。翌10日に、退職の申出について議会の同意が議決され、

5月16日から7月24日までの70日間の町長不在による事務処理の遅滞を避けるべく、地方自治法第152条第2項の規定により「町長及び副町長に事故があるとき、または、欠けたときにおいて、町長の職務代理をする者の指定として総務課長の職にあるものとす

る」と定められていますので5月19日付けで総務

【答弁】町長職務代理者

私の考えとなるところがあるのですが、これまでの町長のコーナーというのは、その季節のことに対して色々な説明などを載せる傾向があったのですが、ただ5月号に関してはそういった情報を提供するようなものがなかったのかなと思います。

再質問

町長のコーナーを休むという連絡があった時点では、行政側には何も知らされておらず、コーナーの掲載の有無は、町長の逮捕とは全く関係ないということでしょうか？

【答弁】町長職務代理者

その時点では、そのような連絡もなく、ただ単

に情報を提供する素材がなかったというふうに聞いています。

再質問

他の自治体では、町のホームページや広報誌、会見などで町からの説明を迅速に行っていると思われませんが、逮捕から約1ヶ月の間、説明がなかった理由を伺います。

【答弁】町長職務代理者

今定例会において、中嶋町長の退職について同意する議決がされ、退職となりましたので、今回の事件に対する、町の広報誌については7月号に掲載し、ホームページには議会閉会后、早急に掲載いたします。

再質問

今回の事件により、町民の信頼はもちろん町の信用も失ったと思われる。職務代理者としてお聞きしたいのですが、今回失った信頼や信用をこれからどのように取り戻していくつもりかお聞きます。

【答弁】町長職務代理者

5月16日の逮捕から先日決まりました7月24日の選挙までは、70日間という町長不在の期間があります。まずは行政サービスを遅滞させないよう努めてまいりたいと思っています。また、今後については、7月24日に選挙が決まりましたので、新しい町長のもと町を立て直して行かなければならない、信頼回復に努め

て行かなければならないと思っております。

再質問

今月は賞与の支給月でもありません。自治体の多くは、このような事件が起こった場合、減額などの措置を取っているが、当町の賞与を支給する規則はどのようになっておりますか？また支給はするの？根拠とともに説明を求めます。

【答弁】町長職務代理者

今別町職員の給与に関する条例の第20条の3に「支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者や起訴されている者などは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができ

る」とし、これは今別町の特別職員の給与条約第5条で、「特別職の職員の期末手当の支給については職員の例による」として

していることから、今は一時差し止めとなります。

再質問

差し止めの後は？

再質問

現在、起訴中というこ

【答弁】町長職務代理者

とで、まだ刑が確定しておりません。ですので、一時差し止め扱いになっております。ただ、これは判決結果によっては、支給されないこともあります。

再質問

刑が確定したら支給されないこともあるということですか？それとも支

給しないということですか？答弁をお願いします。

【町長職務代理者】

その刑によって支給されるかされないか決定します。禁固刑であれば支給されません。

再質問

それは刑の重さによって支給するかどうか決めるということですか？

【町長職務代理者】

重さではなく、禁固刑になれば支給されないということになっています。

再質問

では禁固刑以外であればどうなのでしょう？

答弁をお願いします。

【町長職務代理者】

無罪の判決であれば支給されません。後はそのほ

かの罰金刑などでも支給されます。罰金のみでしたら。

再質問

禁固刑以外の刑罰であれば、満額支給されるということでしょうか？説明をお願いします。

【町長職務代理者】

期末手当の場合、支給の基準日が6月1日になっております。この時点で在職しているのであれば、在職というのが支給対象になります。満額になります。

再質問

我が町では、刑罰に処された場合であっても基準日を満たしていれば満額支給するという認識でよろしいですか？

【町長職務代理者】

今回の期末手当ですと6月1日が基準日、支給日が6月30日になっております。その間に逮捕や起訴されている場合は、差し止めという扱いになります。ですが、今はまだ判決が出ておりませんので、その判決によっては基準どおり満額出ます。ただ刑が、確定すればそれは支給しないということになっておりますので、そのどちらか。全額出る・出ないというのはそういうことになります。

問2. 入札について

①今回の事件となった町営住宅工事に係る入札は、最低制限価格の設定を町長が行っており、漏洩されたことで官製

談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害の罪で起訴されているが、実際にどのようなして入札が行われているのか詳しく説明をして頂きたい。

【町長職務代理者】

報道にあった入札は、令和3年12月7日執行の町営住宅改善事業工事13号棟5号室の指名競争入札であります。入札事務

について説明いたしますが、関係書類等が押収されており、詳細な日付等については把握し切れていないところもござい

ますのでご了承願います。

入札の執行にあたり、初めに入札案件に関する資料と致しまして、設計内訳書や仕様書、図面等を事業担当課が一式準備し

ます。今回の町営住宅改善事業工事は産業建設課が担当課となります。それを受け、入札担当課では業者選定に入りますが、今回は令和2年・3年度入札参加資格申請、いわゆる指名願いが提出されている業者の中から入札案件に関する事業者を抽出し、作成した一覧表の中から町長が業者選定しました。

町長に選定伺いましたのは、令和3年11月24日頃だったと思います。当該工事に係る選定業者は5社でした。

選定の2・3日後に入

札指名業者へ指名競争入札執行について通知していただきました。また、通知と同時に入札指名業者を役場外の掲示板に掲出して

いました。

その後、設計内訳書、仕様書、図面等の縦覧が開始となります。当該工事の縦覧は12月6日まででした。設計書等は所定の場所に置き、縦覧の際は縦覧月日と業者名を縦覧簿に記載していただいていた。

入札執行日の4日前くらいには、予定価格調書の作成を町長に依頼しました。予定価格調書というのは予定価格、入札比較価格、最低制限価格、最低制限比較価格を町長が記載するものです。この予定価格調書は、封筒に封印された状態で入札執行直前に町長から渡され、入札会場へ持って行きます。ここまですが入札執行前までの流れとなり

ます。

次に、入札執行当日についてですが、入札会場は議場で入札箱を囲むように入札参加者の席、入札箱の前に町長と入札担当職員、事業担当職員の席が配置されます。業者の入札後開札され、入札金額が発表されていきますが、それと同時に封印されている予定価格調書を開封し、最低制限価格と入札額を比較します。当該工事の入札結果については公表しているところですが、1社が関連工事落札のため不参加となり、もう1社が最も低い入札額でありましたが、最低制限価格以下のため失格となり、最低制限価格を上回って入札金額の一番低い業者が落札とな

りました。

りました。

以上、今回報道にあった町営住宅改善事業工事13号棟5号室入札は、ご説明したとおりに行われました。当該工事以外の入札についても、同様に行われているところでございます。

再質問

今回問題となったのは、予定価格調書の中にあります最低制限価格を漏洩したからだと認識しておりましたが、これまでの工事は同様に行われている可能性はないのでしょうか。

答弁【町長職務代理者】

他の工事についても、最低制限価格は町長が定めております。

再質問

今回のような事件が起きた場合、関係のあった業者等には相応の処分が必要であると考えられるが、町ではどのように考えておりますか？

答弁【町長職務代理者】

今回、逮捕・起訴された業者の扱いについては、今別町財務規則第105条により「競争入札においてその公正な執行を妨げたとき等、その事実があったあと2年間競争入札に参加させないものとする」とありますので、当該事業者は今後2年間の入札参加資格はございません。

再質問

入札制度を見直したと伺っております。新入札

制度について詳しく説明を頂きたい。

答弁【町長職務代理者】

入札制度の見直しですが、大きな見直しは新聞報道等でもありました業者選定と最低制限価格の設定になります。これまでの業者選定は入札担当課で作成した入札案件業者の一覧表の中から、町長が選んでおりました。見直し後は、事業発注課でまず検討していただき、業者を選定いたします。それを受け、入札担当課では選定委員会を設置し、事業発注課が選んだ業者について資格の有無や町との実績、また県のランクなどから審査し、業者を選定いたします。

また、昨年度まで行っておりました指名業者の

告示や、縦覧にきた業者の縦覧簿への記名をやめ、談合防止を図っております。

【町長職務代理者】

まず業者選定はこれらで町長に全て任せていたところもあります。です

最低制限価格についても町長が決めていましたが、6月24日施行の入札では予定価格の80%とし、

のでそういった部分ではチェック機能が働いていなかったと思っております。また、指名業者の公

入札参加予定業者へもその旨を通知しているところ

表とか縦覧にきた業者に

ろであります。予定価格の100%から80%の間

記載して頂くというのは、やはりその業者間での談

での入札となります。

合に繋がるということ

このやり方は、他の自治体を参考にしたところ

要綱を改正するところ

です。以上が見直した点になります。

また最低制限価格については、これまで町長が失格ラインを定めていたところですが、その失格

再質問

新入札制度は他の自治

ラインはどうしても秘密

体を参考にされたということですが、以前と比べて

事項になりますのでそこ

てどのようなメリットがありますか？

参考には最低ラインを全て公表した上で100%か

らその最低ラインまでの間で入札を行って欲しいということをやった部分があります。ですので、そういった官製談合には繋がらないものと思っております。

再質問

今後は最低制限価格を告示し入札を行うということ

ことでよろしいか？

【町長職務代理者】

最低制限価格については、指名業者に対して入

札執行の通知をする際、

予定価格の80%というのを記載した上で通知が必要となります。

再質問

新入札制度では業者を選定する委員会を立ち上げたようですが、その委

員会では工事のランク等を基準にして選定するとありました。その根拠を伺いたい。

【町長職務代理者】

県の方で各事業者にランク付け、何万円以上の工事を請負できる業者は

「特A」などそういった形でランク付けされてお

りますので、それらを参考にさせていただいてお

ります。

再質問

その委員会では、最終的には誰が決定するので

しょうか？

【町長職務代理者】

選定委員のメンバーは各課長になっております。

要綱上は委員長は副町長となっておりません。現在

は副町長はおりません

で代理で私がやっておりますが、決定に関しては全会一致でなければ決しないということをやっております。

再質問

入札時に提出される内

訳表の審査は誰が行うのでしょうか？

【町長職務代理者】

提出は入札担当課であります総務企画課の方に

提出され、それを入札業務に当たっている私と課

長補佐、あと同時に係長、入札担当でチェックしております。

再質問

今回の新入札制度は、

あらかじめ最低制限価格を100%から80%と設定するとのことですが、

仮に80%の金額入札が集

います。

中してしまった場合はど

【答弁】【町長職務代理者】

のような選定方法になる

今回の今別小学校の入

のか？

札執行について、6月の

【答弁】【町長職務代理者】

今の入札でもギリギリだ

他の自治体を参考にさ

とっております。工期

せて頂いて、くじ引きと

については、4月1日か

いう形を取る予定です。

ら新たな校舎で子どもた

再質問

6月24日に行われる旧

かないと思っております。

青森北高校今別校舎の改

また地方自治法第15

修工事とグラウンドなどの

2条で「町長・副町長が

外構工事の入札から入札

欠けた場合は総務課長の

制度が導入されるという

職にある者」というこ

お話ですが、町長が逮捕

とで当町は定めており、

されたという異常事態の

「職務代理者は原則とし

中で5,000万円を超

て長の職務の全部を代理

える入札が行われること

し、代理者の責任におい

に疑問を感じます。

てその権限を行うもので

新しい町長が決定した

ある」とありますので、

あとに、滞りなく執行す

私はそれに添って事務を

れば良いのでは？と考え

遂行しているところであ

ますが、当町の見解を伺

ります。

再質問

6月24日に執行される

入札は、職務代理者であ

る総務課長が決定したと

いう認識でよろしいか？

【答弁】【町長職務代理者】

町長不在という緊急事

態でありますので、当然

私一人で決定するのは難

しいところもありますが、

幹部職員と協議した上で、

最終決定は私がしたこ

ろであります。

再質問

6月24日に行われる入

札が仮に執行された場合、

本契約締結のための臨時

議会を開かなければいけ

ないと思いますが、その

臨時議会はいつ頃招集す

るつもりか？

【答弁】【町長職務代理者】

臨時議会については、

教育委員会のほうの工期

のこともありますので、

こちらと協議して決定し

たいと思っております。

再質問

6月24日に入札を行う

予定が決定しているのに、

臨時議会の日程はまだ決

まっていないということ

でしょうか。

【答弁】【町長職務代理者】

まだ決まっております

ん。参議院選挙や町長選

挙等もありますので、そ

ちらの日程調整のほうを

行っております。早急

に日程調整していきたい

と思っております。

再質問

今別校舎は小学校の校

舎に関わる事案でござい

ますので、教育長にも考

えを伺いたいと思います。

【答弁】【教育長】

令和5年4月1日に新

校舎ということで、入札

をできるだけ早めに、今

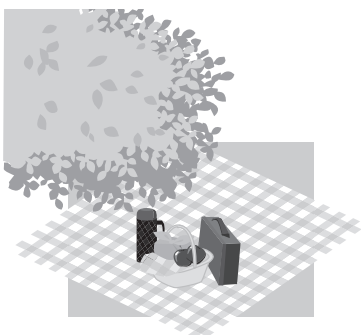
の24日には執行して頂け

れば工事の方も十分間に

合うと思っておりますの

でよろしくお願い致しま

す。



第474回 6月 定例会

今別町議会定例会が6月10日～14日まで開催されました。

提案された議案11件を満場一致で承認・可決されました。

◆報告第1号

令和3年度今別町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告し承認されました。

◆議案第1号専決第10号

令和4年度今別町一般会計補正予算を報告し承認されました。

1 主な歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	国庫負担金	111,831	2,732	114,563
	国庫補助金	238,806	8,768	247,574
歳入合計		2,980,507	11,500	2,992,007

2 主な歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
総務費	総務管理費	427,666	7,017	434,683
衛生費	保険衛生費	127,562	4,501	132,063
教育費	保険体育費	42,883	282	43,165
予備費	予備費	5,000	△300	4,700
歳出合計		2,980,507	11,500	2,992,007

◆議案第2号

今別町税条例等の一部を改正する条例が可決されました。

健康保険特別会計(事業勘定)補正予算が可決されました。

◆議案第3号

今別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が可決されました。

令和4年度今別町国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算が可決されました。

◆議案第4号

今別町介護保険条例の一部を改正する条例が可決されました。

令和4年度今別町後期高齢者医療特別会計補正予算が可決されました。

◆議案第5号

今別町木材工芸品等加工販売施設設置条例の一部を改正する条例が可決されました。

◆議案第10号

令和4年度今別町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算が可決されました。

◆議案第6号

令和4年度今別町一般会計補正予算が可決されました。

◆議案第11号

令和4年度今別地区簡易水道事業特別会計補正予算が可決されました。

◆議案第7号

令和4年度今別町国民

議会の動き 4年4月1日～4年6月30日

4月

4月8日 第473回 議会運営委員会・臨時会
4月21日 例月出納検査

5月

5月13日 県町村議会議長会理事・監事合同会議
5月17日 議員全員協議会
5月19日 県町村議会議長会事務局職員研修会
5月23日 議員全員協議会
5月20日 例月出納検査
5月27日 東津軽郡町村議会議長会定期総会
5月27日 議員全員協議会
5月30・31日 全国議長・副議長研修会

6月

6月7日 第474回議会運営委員会
6月10日～14日 第474回定例会
6月16日 県町村議会議長会臨時総会
6月20日 例月出納検査
6月24日 東津軽郡町村議会議長会役員・事務局長会議
6月27・28・29日 定期監査
6月28日 第475回 議会運営委員会・臨時会



議会を傍聴しませんか

町の働きを知る良い機会です。多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化のひとつです。皆さんの傍聴をお待ちしています。

※傍聴される方へお願い

新型コロナウイルス感染症対策の為、傍聴人を10名までと致しましたのでよろしくお願い致します。

本会議中の録音、写真撮影は今別町議会傍聴人規則第9条により禁止されています。ご協力の程よろしくお願い致します。

(詳しくは 議会事務局まで)
☎ 0174-35-2001

お詫びと訂正

5月発行 (No.211)
P6 3段目と5段目
(誤) デジタル
↓
(正) DX
P10 3段目
(誤) 西城開
↓
(正) 西條開

編集後記

晩夏の候、皆様いかがお過ごしでしょうか？

今定例会の一般質問では、青天の霹靂となった出来事や入札、また今別小学校の移転に関する質問など、町民の皆様の関心が高いのではなからうかという事柄に関する質問が提出されました。

いつもは総ページ数が大方決まっておりますので、議員から提出された質問や答弁などをすべてお伝えするのは難しいのですが、今回は質問者が少数だったこともあり、普段よりも多くの質問や答弁、また再質問などをお伝えすることができたのではないかと思います。

議会だよりは議会の動きが分かる広報誌。より分かりやすく、また見やすいようにこれからも務めてまいりますのでよろしくお願い致します。

これから段々と寒くなりますので、体調には十分お気をつけてお過ごしください。

議会広報委員長

本間 闘士

議会広報委員会

委員長…本間 闘士
委員…小倉 潤二